令和元年 11 月
三鷹市教育委員会

三鷹市立中学校における部活動の方針

本方針策定の趣旨等

○　学校の部活動は、興味・関心のある同好の生徒が参加し、部活動顧問の指導の下、学校教育の一環として行われ、体力や技能の向上を図る目的以外にも、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教師等との好ましい人間関係の構築、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、生徒の多様な学びの場として、教育的意義が大きい。

　一方で、部活動以外の放課後や休日の過ごし方も含めた多様な経験を積む機会や、効率的に時間を使えるように効果的な活動を行う必要性、さらには「学校における働き方改革」の中で部活動指導時間が課題となっている現状を踏まえ、部活動の在り方に関し、抜本的な改革に取り組む必要がある。

○　本方針は、三鷹市立学校における中学校段階の部活動を主な対象とし、生徒にとって望ましい部活動の実施環境を構築するという観点に立ち、部活動が以下の点を重視して、地域、学校、競技種目、分野、活動目的等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指す。

・　知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む、「日本型学校教育」の意義を踏まえ、運動部活動においては、生徒がスポーツを楽しむことで運動習慣の確立等を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を図る。また、文化部活動においては、生涯にわたって学び、芸術文化等の活動に親しみ、多様な表現や鑑賞の活動を通して、豊かな心や創造性の涵養を目指した教育の充実に努める。こうした活動を通して、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにすること。
・　生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組むこと。
・　学校全体として部活動の指導・運営に係る体制を構築すること。

○　三鷹市教育委員会（以下「市教育委員会」）及び学校は、本方針に則り、持続可能な部活動の在り方について検討し、速やかに改革に取り組む。

1　適切な運営のための体制整備

（1）部活動の方針の策定等

ア　市教育委員会は、スポーツ庁の「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び文化庁の「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」並びに東京都教育委員会の「運動部活動の在り方に関する方針」及び「文化部活動の在り方に関する方針」を踏まえ、「三鷹市立中学校における部活動の方針（以下「本方針」）」を策定する。

イ　校長は、本方針に則り、毎年度、「学校の部活動に係る活動方針」を策定する。
　部活動顧問は、学校の活動方針に則り、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し、校長に提出する。

ウ　校長は、上記イの活動方針及び活動計画等を学校のホームページへの掲載等により公表する。

エ　市教育委員会は、上記イに関し、各学校において部活動の活動方針・計画の策定等が効率的に行えるよう、様式の作成等を行う。

（２）指導・運営に係る体制の構築

ア　校長は、生徒や教師の数、部活動指導員[1]の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に持続可能な部活動を実施できるよう、適正な数の部活動を設置する。

イ　市教育委員会は、各学校の生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況や校務分担の実態等を踏まえ、部活動指導員を積極的に任用し、学校に配置する。
　なお、部活動指導員の任用・配置に当たっては、学校教育について理解し、適切な指導を行うために、部活動の位置付け、教育的意義、生徒の発達の段階に応じた科学的な指導、安全の確保や事故発生後の対応を適切に行うこと、生徒の人格を傷つける言動や、体罰は、いかなる場合も許されないこと、服務に関する規定（校長の監督を受けることや生徒、保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止等）を遵守すること等に関し、東京都教育委員会と連携し、任用前及び任用後の定期において研修[2]を行う。

1　部活動指導員は、学校教育法施行規則第 78 条の２に基づき「中学校におけるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動（学校の教育課程として行われるものを除く。）に係る技術的な指導に従事する」学校の職員。学校の教育計画に基づき、校長の監督を受け、部活動の実技指導、大会・練習試合等の引率等を行う。校長は、部活動指導員に部活動の顧問を命じることができる。

2　「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行について」（平成 29 年３月 14 日付け 28 ス庁第 704 号）において、部活動指導員を制度化した概要、留意事項として部活動指導員の職務、規則等の整備、任用、研修、生徒の事故への対応、適切な練習時間や休養日の設定、生徒、保護者及び地域に対する理解の促進等について示されている。また、「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について」（平成 30 年２月９日付け 29 文科初第 1437 号）において、部活動については「学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務」と整理され、「各学校において、教師の負担の度合いや専門性の有無を踏まえ、学校の教育方針を共有した上で、学校職員として部活動の実技指導等を行う部活動指導員をはじめとした外部人材の積極的な参画を進めること。」と示されている。

ウ　校長は、部活動顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教師の他の校務分掌や、部活動指導員の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。

エ　校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部活動の活動内容を把握し、生徒が安全に活動を行い、教師の負担が過度とならないよう持続可能な運営体制が整えられているか等について、適宜、指導・是正を行う。

オ　市教育委員会は、東京都教育委員会と連携し、部活動顧問を対象とする指導に係る知識及び実技の質の向上並びに学校の管理職を対象とする部活動の適切な運営に係る実効性の確保を図るための研修等の取組を行う。

カ　市教育委員会及び校長は、法令に則り、教師の部活動への関与について、「学校における働き方改革に関する緊急対策」（平成 29 年 12 月 26 日　文部科学大臣決定）及び「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について」（平成 30 年２月９日付け 29 文科初第 1437 号）[3]を踏まえ、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

２　合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

（１）適切な指導の実施

ア　校長及び部活動顧問は、部活動の実施に当たっては、生徒の心身の健康管理（障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。市教育委員会は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、学校保健安全法等も踏まえ、適宜、支援及び指導・是正を行う。

イ　部活動顧問は、生徒のバランスのとれた健全な成長の確保の観点から休養を適切に取ることが必要であること、また、過度の練習が生徒の心身に負担を与え、部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うこと等を正しく理解し、生徒のスポーツや芸術文化等の能力向上や、生涯を通じてスポーツや芸術文化等に親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技能

3　当該通知において、「部活動や放課後から夜間などにおける見回り等、「超勤４項目」以外の業務については、校長は、時間外勤務を命ずることはできないことを踏まえ、早朝や夜間等、通常の勤務時間以外の時間帯にこうした業務を命ずる場合、服務監督権者は、正規の勤務時間の割り振りを適正に行うなどの措置を講ずるように徹底すること。」等について示されている。

の向上や大会等での好成績などそれぞれの目標を達成できるよう、参加する競技や分野の特性等を踏まえた合理的でかつ効率的・効果的なトレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

また、専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

（２）部活動用指導手引の活用

ア　部活動顧問は、部活動における各分野の関係団体等が作成した指導手引等を活用して２（１）に基づく合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

３　適切な休養日等の設定

ア　部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、教育課程内の活動、部活動、学校外の生活、その他食事、休養及び睡眠等のバランスのとれた生活を送ることができるよう、以下を基準とする。[4]

【休養日】

1　学期中は、週当たり２日以上の休養日を設ける。（平日は少なくとも１日、週休日は少なくとも１日を休養日とし、休養日が確保できなかった場合は、他の日に振り替える。）

2　長期休業中の休養日の設定についても、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。

【活動時間】

1　１日の活動時間は、朝の練習は自粛し、長くとも学期中の平日では２時間程度、週休日（祝日等を含む）及び長期休業中は３時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

4　「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について」(平成 30 年２月９日付け 29 文科初第 1437 号)においては、「一部の保護者による部活動への過度の期待が見られることも踏まえ、入試における部活動に対する評価の在り方の見直し等に取り組むこと。」や「部活動に過度に注力してしまう教師も存在するところであり、教師の側の意識改革を行うために、採用や人事配置等の段階において、教師における部活動の指導力を過度に評価しないよう留意すること。」が示されている。

イ　市教育委員会は、上記の基準のとおり定めた休養日及び活動時間を踏まえて、下記ウに関し、適宜、支援及び指導・是正を行う。

ウ　校長は、１（１）に掲げる「学校の部活動に係る活動方針」の策定に当たっては、上記の基準を踏まえるとともに、本方針に則り、各部活動の休養日及び活動時間等を設定し、公表する。また、各部活動の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底する。

エ　校長は、休養日及び活動時間等を設定する際は、地域や学校の実態を踏まえた工夫として、定期試験前後の一定期間等、各部活動共通、学校全体の部活動休養日を設けることや、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定めるものとする。

４　生徒のニーズを踏まえた環境の整備

（１）生徒のニーズを踏まえた部活動の設置

ア　校長は、部活動が生徒の自主的、自発的な参加に基づくものであり、現在の部活動が、性別や障がいの有無を問わず、生徒の潜在的なニーズに必ずしも応えられていないことを踏まえ、技能等の向上や大会等での好成績以外にも、友達と楽しめる、適度な頻度で行える等、生徒が参加しやすいような多様なニーズに応じた活動を行うことができる部活動を設置するよう努める。

　具体的な例としては、より多くの生徒の運動や芸術文化等の活動機会の創出が図られるよう、季節ごとに異なる活動を行う部や、競技志向でなくレクリエーション志向で行う活動、生徒が楽しく体を動かしたり、芸術文化に親しむ等の動機付けとなるものが考えられる。

イ　市教育委員会及び学校は、生徒数の関係で、単一の学校では特定の部活動を設けることができない場合には、生徒の部活動参加の機会が損なわれることがないよう、複数校の生徒が拠点校の部活動に参加する等、合同部活動等の取組を推進する。

（２）地域との連携等

ア　市教育委員会及び校長は、三鷹市と連携し、生徒のスポーツ環境の充実の観点から、国や東京都の動向も踏まえ、学校や地域の実態に応じて、地域スポーツ団体との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による、学校と地域が共に子どもを育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ環境整備を進める。

イ　市教育委員会及び校長は、三鷹市と連携し、家庭の経済状況にかかわらず、生徒が芸術文化等の活動に親しむ機会を充実させる観点から、学校や地域の実態に応じて、地域の人々の協力、体育館や公民館、美術館・博物館等の社会教育施設及び劇場や音楽堂等の文化施設の活用、社会教育関係団体・芸術文化関係団体等の各種団体との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による、学校と地域が共に子どもを育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形での地域における持続可能な芸術文化等の活動のための環境整備を進める。

ウ　市教育委員会及び校長は、学校と地域・保護者が共に子どもの健全な成長のための教育、スポーツ環境、芸術文化等の活動に親しむ機会の充実を支援するパートナーという考え方の下で、こうした取組を推進することについて、保護者の理解と協力を促す。

５　学校単位で参加する大会等の見直し

ア　東京都中学校体育連盟及び市教育委員会は、学校の運動部が参加する大会・試合の全体像を把握し、週末等に開催される様々な大会・試合に参加することが、生徒や運動部顧問の過度な負担とならないよう、各学校の運動部が参加する大会数の上限の目安等を定める。

イ　校長は、本方針を踏まえ、生徒や文化部顧問の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会等や地域の行事、催し等を精査する。